

# 鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領

## 1 目的

「資源の有効な利用の促進に関する法律」（リサイクル法）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）により、建設工事に伴って副次的に発生する土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材などの建設副産物については、その発生の抑制、再使用、再資源化等を行い、資源の有効な利用に努めなければならない。

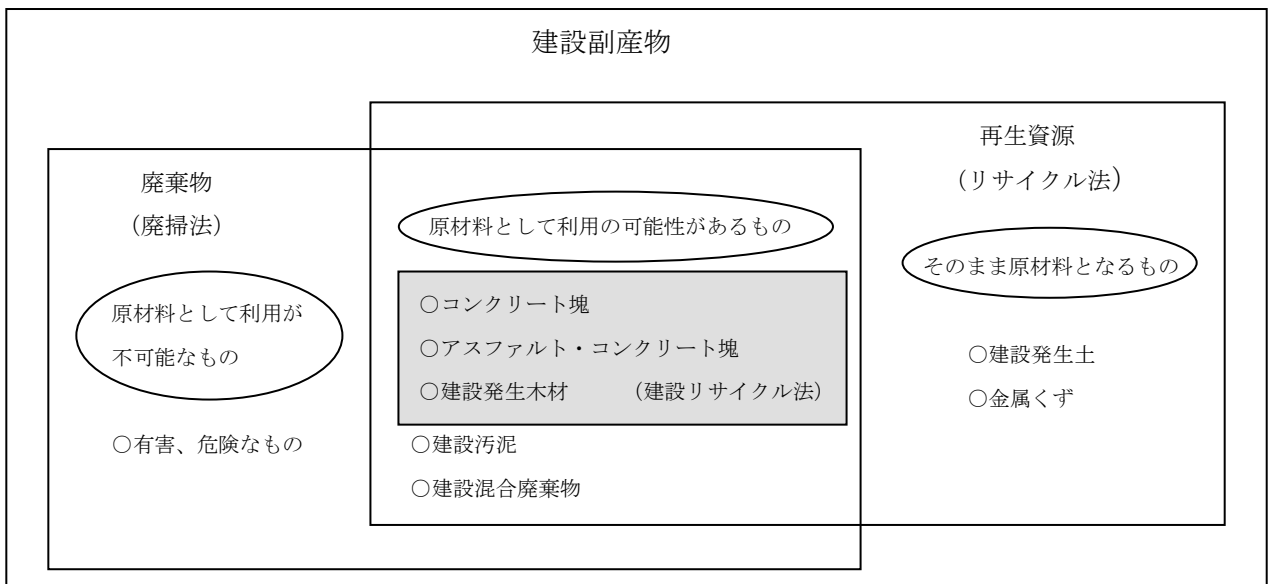
このため、公共工事に伴って発生する建設副産物の再使用、再資源化施設への搬出と再生資源の利用の促進などを図る目的で「鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領」を定める。

## 2 定義

用語の定義は次による。

- ・建設副産物：建設工事に伴って副次的に得られるものをいう。
- ・再生資源：建設副産物のうち有用なものであって原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。
- ・再生資材：再生資源のうちそのままでは原材料として利用できないものを再生処理等を行って使用可能にしたものをいう。
- ・再資源化：建設副産物を建設工事等の資材又は材料として利用できるようにする行為をいう。
- ・指定副産物：建設副産物であって、その全部又は一部を再生資源として利用することを促進することが特に必要なものをいう。建設業については、土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材を指定副産物として定めている。
- ・建設廃棄物：建設副産物のうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃掃法）に規定する廃棄物に該当するものをいう。
- ・特定建設資材廃棄物：特定建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材）が廃棄物となったものをいう。
- ・再資源化施設：建設資材廃棄物の再資源化を行うための施設をいう。工事現場から搬出される建設廃棄物を受け入れることができるのは、廃掃法の規定による中間処理業の許可を有しているものに限られる。

### 建設副産物と再生資源、廃棄物との関係



### 3 建設副産物の利用（再資源化）の促進

建設副産物の利用及び再生資材としての利用促進を図ることについては、以下のとおりとする。

#### (1) 対象副産物及び対象工事

本実施要領は、土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の指定副産物を対象とし、県土整備部（各総合事務所県土整備局を含む。）が発注する全ての公共工事を対象とするものとする。

#### (2) 土砂

ア 当該工事現場内の盛土等に利用する。

イ アにより利用できない建設発生土については、当該工事現場から 50km の範囲内に建設発生土を利用することができる他の公共工事があり、受入れ時期、土質等の調整が可能な場合は、その現場又は発注者が指定する仮置き（保管）場へ搬出し利用する。

ウ ア又はイにより利用できない建設発生土については、当該工事現場から 20km 以内に財団法人鳥取県建設技術センターの事業所又は受入れ可能な地方公共団体等が運営する残土処分場（以下「事業所等」という。）がある場合は、これらの中で運搬費及び処分費に要するコストが最も安価となる所へ搬出する。

なお、地方公共団体等が運営する残土処分場とは、地方公共団体又は地方公共団体が委託した土地開発公社が運営する残土処分場をいい、地方公共団体等が運営する残土処分場への処分費については技術企画課と協議の上、決定する。

エ ウに該当する事業所等がない場合又は、発注者がやむを得ないと認めた場合は、当該工事現場から 50km 以内にある事業所等と民間受入地（公共工事建設発生土の民間受入地の登録申請及び審査要領（平成 17 年 3 月 30 日第 200400026086 号県土整備部部長通知）2 の規定により登録した民間受入地をいう。）の中で運搬費及び処分費に要するコストが最も安価となる所に搬出する。

オ 用地交渉条件により、当該工事に隣接する土地へ建設発生土の搬出を行うもので、搬出先の土地における使用目的の変更を伴わない軽易なものについては、ア、イ、ウ又はエによらず各総合事務所長、西部県土整備局日野振興センター長及び各県土整備事務所長が判断し搬出を行うこととする。

カ ア、イ、ウ、エ又はオによりがたい場合は、その建設工事の監督業務を所管する各機関（以下「工事監督機関」という。）において、本庁の担当課と協議して、その処分方法を決定する。

キ ア、イ又はオにより利用できない建設発生土について、これを譲り受けたいとの第三者からの申し入れがあったときは、下記により一般競争入札を行い売却する。（別紙フロー参照）

(7) 予定価格は、建設発生土の掘削費相当額以上とする。ただし、当該額での売却が困難と予想される場合、工事監督機関は、本庁の担当課と協議して、当該額未満の予定価格を定めることができる。

(イ) 建設発生土は、当該工事現場で引き渡す。ただし、当該工事現場での引き渡しに困難と予想される場合、工事監督機関は、本庁の担当課と協議して、引き渡し場所を決めることができる。

(ロ) 工事の請負者に対しては、譲渡する建設発生土の運搬及び投棄料に係る経費を減額し、変更契約する。

(ハ) 国庫補助事業等にあつては、補助対象経費から運搬及び投棄料等に係る経費並びに売却収入を減額し、変更申請する。

#### (3) コンクリート塊

ア コンクリート雑割材として当該工事現場内の詰石材、路体盛土材又は埋戻材として利用する。

なお、路体盛土材又は埋戻材に使用するコンクリート雑割材は、コンクリート塊を破砕処理等により一定の性状基準（最大粒径 30cm 以下、鉄筋等の不純物を含まない）に合致させたものとし、混入率（重量比）は 30%以下の範囲とする。

イ アにより利用できないコンクリート雑割材については、当該工事現場から 40km の範囲内に詰石材、路体盛土材及び埋戻材として利用することができる他の公共工事があり、受入時期、規格等の調整が可能な場合は、その現場へ提供し利用する。

この場合、コンクリート雑割材の提供を受ける工事の請負者が、当該工事現場から当該資材を利用する現場へ運搬するものとする。

ウ ア又はイにより利用できないコンクリート塊については、再資源化施設へ搬出する。

エ ア又はイにより利用できる場合であっても、鳥取県作業道実施基準（平成 18 年 5 月 15 日付第 200600001884 号農林水産部長通知。以下「基準」という。）に基づき、鳥取式作業道（基準第 1 章 4 の（1）に規定する鳥取式作業道をいう。）を整備するために、各総合事務所農林局林業振興課から公共物の廃材を有効利用したい旨の申し出があった場合は、基準第 7 章 1 に規定する性状基準に合致したコンクリート塊を無償で提供できるものとする。

この場合、コンクリート塊を利用する者が、当該工事現場から運搬し利用する。

オ アからエまでのいずれかによりコンクリート雑割材又はコンクリート塊を利用し、又は搬出する場合、廃掃法等に基づき、適正に処理されなければならない。

#### （4）アスファルト・コンクリート塊

ア 当該工事現場から 40km の範囲内にアスファルト・コンクリート切削殻を利用することができる他の公共工事があり、受入時期等の調整が可能な場合は、その現場へ提供し利用する。

この場合、提供できるアスファルト・コンクリート切削殻は、一定の性状基準（最大粒径 40mm 以下）に合致するものとし、当該資材の提供を受ける工事の請負者が、当該工事現場から当該資材を利用する現場へ運搬し利用するものとする。

イ アにより利用できないアスファルト・コンクリート塊については、当該工事現場から 40km の範囲内に再生アスファルト合材を製造する再資源化施設がある場合は、当該再資源化施設へ搬出する。

ウ アにより利用し、又はイにより搬出することができないアスファルト・コンクリート塊については、再資源化施設へ搬出する。

エ アからウまでのいずれかによりアスファルト・コンクリート塊を搬出する場合、廃掃法等に基づき、適正に処理されなければならない。

#### （5）建設発生木材

ア 当該工事現場から 50km の範囲内に再資源化施設がある場合は、当該再資源化施設へ搬出する。

イ アにより搬出することができない建設発生木材については、最終処分場（焼却施設）へ搬出し、減量化する。

ただし、当該最終処分場へ搬出する経費より、当該工事現場から 50km の範囲外にある再資源化施設へ搬出する経費の方が安価となる場合は、当該再資源化施設へ搬出する。

ウ 処分を前提として取得した立木を伐採した木材については、ア又はイにより搬出することができる場合であっても、木材市場等（別紙 1）に売却する。この場合においては、原則として 2 社以上から見積もり等を徴収し、運搬費も含めた経費が最も経済的となる木材市場等に売却すること。搬出後、確定した売却費（木材市場等の販売手数料及び整理手数料を差し引いた額）を工事請負費に反映し変更契約する。

ただし、運搬費も含めた経費が、再資源化施設へ搬出した方が安価となる場合は、当該再資源化施設へ搬出する。

なお、木材市場等では取り扱っていない竹、小径木、枝葉、根株等については、ア又はイにより搬出する。

エ 処分を前提として取得した立木を伐採した木材について、第三者から譲り受けたいとの申し出があった場合は、ア、イ又はウにより搬出することができる場合であっても、次に定めるところにより一般競争入札を行い売却する。(別紙フロー参照)

(ア) 予定価格は、1円以上とする。ただし、処分を前提として取得した立木を伐採した木材のうち木材市場等で取り扱っているものについては、木材市場等で売却した場合の売却費から当該工事現場から木材市場等までの運搬費を差し引いた額以上とすること。

(イ) 伐採木は、当該工事現場で引き渡す。

(ウ) 工事請負者に対しては、伐採木の運搬及び再資源化施設等への搬出する経費を減額し、変更契約する。

オ ア又はイにより建設発生木材を搬出する場合、廃掃法等に基づき、適正に処理されなければならない。

#### 4 再生資材等の使用の促進

「県土整備部リサイクル製品使用基準」に基づく再生資源を利用して製造された製品は、その適用範囲により優先して基礎材、路盤材、アスファルト混合物等へ使用すること。

##### (1) 使用再生資材

ア 再生クラッシャーラン (R c)

- ・ R c c (コンクリート塊が全体重量比で 50%以上含まれた砕石)
- ・ R c a (アスファルト・コンクリート塊が全体重量比で 15%以上含まれた砕石)
- ・ R c x (R c c、R c a 以外の再生クラッシャーラン)

イ 再生砂

ウ 再生加熱アスファルト混合物

エ コンクリート雑割材

なお、「R c」とは、再生材(コンクリート殻、アスファルト・コンクリート殻、溶融スラグ等)が全体重量比で 15%以上含まれた砕石である。

##### (2) 再生資材の使用の方針

原則として再生資材を使用するものとしている場合、再生資材の使用について請負者が再資源化施設側と供給状況等について協議することとし、再資源化施設側から書面により供給の確保ができない旨の回答があった場合又は工事監督機関が品質の確保ができないと判断した場合に限り、新材を使用することとする。

ア 再生クラッシャーラン

全ての公共事業において、工事現場から 40km の範囲内に再資源化施設がある場合に、原則として次の用途に使用する。

- ・ 構造物の基礎材、裏込材、路盤材等

(ア) 河川護岸の裏込材については、アスファルト・コンクリート塊を含んだ再生砕石を使用しないものとする。

(イ) 鳥取県溶融スラグ使用基準(平成 19 年 1 月 30 日付第 200600158198 号県土整備部長通知)に基づく溶融スラグ混合砕石の使用については、別途通知による。

イ 再生砂

全ての公共事業において、工事現場から 40km の範囲内に再資源化施設がある場合に、原則として次の用途に使用する。

- ・遮断層、埋戻材、置換砂

(ア)必要量確保できない場合又は品質が確保できない場合は、新材を使用する。

#### ウ 再生加熱アスファルト混合物

再生加熱アスファルト混合物とは再生骨材が全体重量比で 20%以上含まれた混合物をいう。

全ての公共工事において、工事現場から 40km 又は運搬時間が 1.5 時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合に、工事目的物に要求される品質等を考慮した上で、原則として次の用途に使用する。

- ・アスファルト舗装要綱の全交通区分における表層、基層及びアスファルト安定処理
- ・簡易舗装の表層
- ・歩道、園路、駐車場等の表層
- ・仮設道路等の表層

なお、アスファルト混合物の使用区分は、「アスファルト混合物の使用区分について（平成 15 年 3 月 26 日付道第 1187 号県土整備部長通知）」によることとし、各用途における再生骨材混入率は上限を設けないものとする。

#### エ コンクリート雑割材

すべての公共事業において、次の用途に使用する。

- ・詰石材（蛇籠、フトン籠、柵工、沈床工等）
- ・基礎、裏込栗石材
- ・路体盛土材又は埋戻材

### (3) 設計図書における指定

建設副産物の利用を促進するため、再生資材の利用、再資源化施設への搬出等については、設計図書に下記項目を明示することとする。

#### ア 再生資材

- ・資材名
- ・規格

#### イ 指定副産物（現場説明書）

- ・受け入れ場所
- ・受け入れ時間
- ・受け入れ費用
- ・搬出調書等の提出
- ・仮置き等の条件

### (4) 積算上の扱い

ア 再生資材の単価は土木工事実施設計単価表によるものとし、記載されていない再生資材の単価は「鳥取県県土整備部設計単価決定要領」に基づき決定すること。

イ 再生資源の搬入に必要な経費（積込み及び運搬費用）については、土木工事標準積算基準書に基づき計上すること。

ウ 歩掛については、新材と同等の扱いとする。

エ 産業廃棄物（建設廃棄物）が発生する工事においては、最終処分場に搬出する建設廃棄物について、産業廃棄物の処理に係る税（以下「産廃税」という。）が課税される場合があるので、課税対象を確認の上、別に定める積算上の取扱いにより設計に産廃税相当額を計上すること。

## (5) 設計変更

工事発注後、流用先の工事現場あるいは再資源化施設の事情により搬出先等を変更したこと、再生材が必要量確保できなくなったこと等やむを得ない事情により新材等を使用することとなった場合は、設計変更を行うこと。

## 5 施工計画における取扱い

再生資材利用促進計画（別記2）および再生資源利用計画（別記3）を作成するとともに、建設廃棄物処理計画書（別記4）を作成し、施工計画書に盛り込み提出させることとする。

なお、再生資源利用促進計画および再生資源利用計画の作成は、リサイクル法第15条関係省令第8条第1項及び法第34条関係省令第7条第1項に定める規模以上の場合とする。（別記5）

### 附 則

この実施要領は、平成14年6月25日から施行し、平成14年7月1日から適用するものとする。

### 附 則

この改正は、平成15年3月10日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成17年7月21日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成18年6月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成19年1月11日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成20年2月28日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成22年1月20日から施行し、同年4月1日以降起工する工事から適用する。

### 附 則

この改正は、平成22年3月31日から施行し、同年4月1日以降起工する工事から適用する。

### 附 則

この改正は、平成22年9月13日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

別記4

様式-3

建設廃棄物処理計画書

会社名：

作成年月日：平成 年 月 日

工事名		発注者		責任者	
工事場所		工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日	請負者	

1. 工事概要

工事種別		工事概要等		施工条件の内容		特別管理廃棄物	有無
------	--	-------	--	---------	--	---------	----

2. 処理計画（1）……発生と処理

建設廃棄物の種類	発生		現場内利用等		(D)搬出量 (A)-(B)-(C)	搬出時期	(D)の処理方法別内訳			処理形態の別
	(A)発生量	発生工種	(B)利用量	(C)減量化量			再生利用量	中間処理量	最終処分量	
単品	コンクリート塊	t		t	t	年月～年月	t	t	t	自己・委託
	アスファルト・コンクリート塊	t		t	t	年月～年月	t	t	t	自己・委託
	建設発生木材	t		t	t	年月～年月	t	t	t	自己・委託
	建設汚泥	t		t	t	年月～年月	t	t	t	自己・委託
		t		t	t	年月～年月	t	t	t	自己・委託
混合	安定型処分品目のみ	t		t	t	年月～年月	t	t	t	自己・委託
	管理型処分品目混合	t		t	t	年月～年月	t	t	t	自己・委託

3. 処理計画（2）……処理形態が委託の場合に記入

建設廃棄物の種類	積替・保管の有無	委託業者名及び処理場所											
		収集運搬業者名	積替・保管施設		2次収集運搬業者名	再生利用施設		中間処理施設		最終処分場			
			場所	業者名		場所	業者名	場所	業者名	場所	業者名		
単品	コンクリート塊	有・無											
	アスファルト・コンクリート塊	有・無											
	建設発生木材	有・無											
	建設汚泥	有・無											
		有・無											
混合	安定型処分品目のみ	有・無											
	管理型処分品目混合	有・無											

4. その他廃棄物の処理に関する特記事項

(1)現場内の分別・破砕に関する事項	(2)現場内の減量化・再生利用に関する事項	(3)再生利用・中間処理に関する事項	(4)周辺の環境保全に関する事項	(5)近傍の処理施設等の状況

別記5

再生資源利用促進計画及び再生資源利用計画の該当工事

- (1) 「リサイクル法」により一定規模以上の指定副産物が工事現場から搬出される工事について再生資源利用促進計画を作成することが義務づけられている。

再生資源利用促進計画の該当工事

計画を作成する工事	定める内容
次の各号の一に該当する指定副産物を搬出する工事 1 建設発生土……………1,000m <sup>3</sup> 以上 2 コンクリート塊 アスファルト・      合計 200t 以上 コンクリート塊 建設発生木材	1 指定副産物の種類ごとの搬出量 2 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の建設工事現場への搬出量 3 その他指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

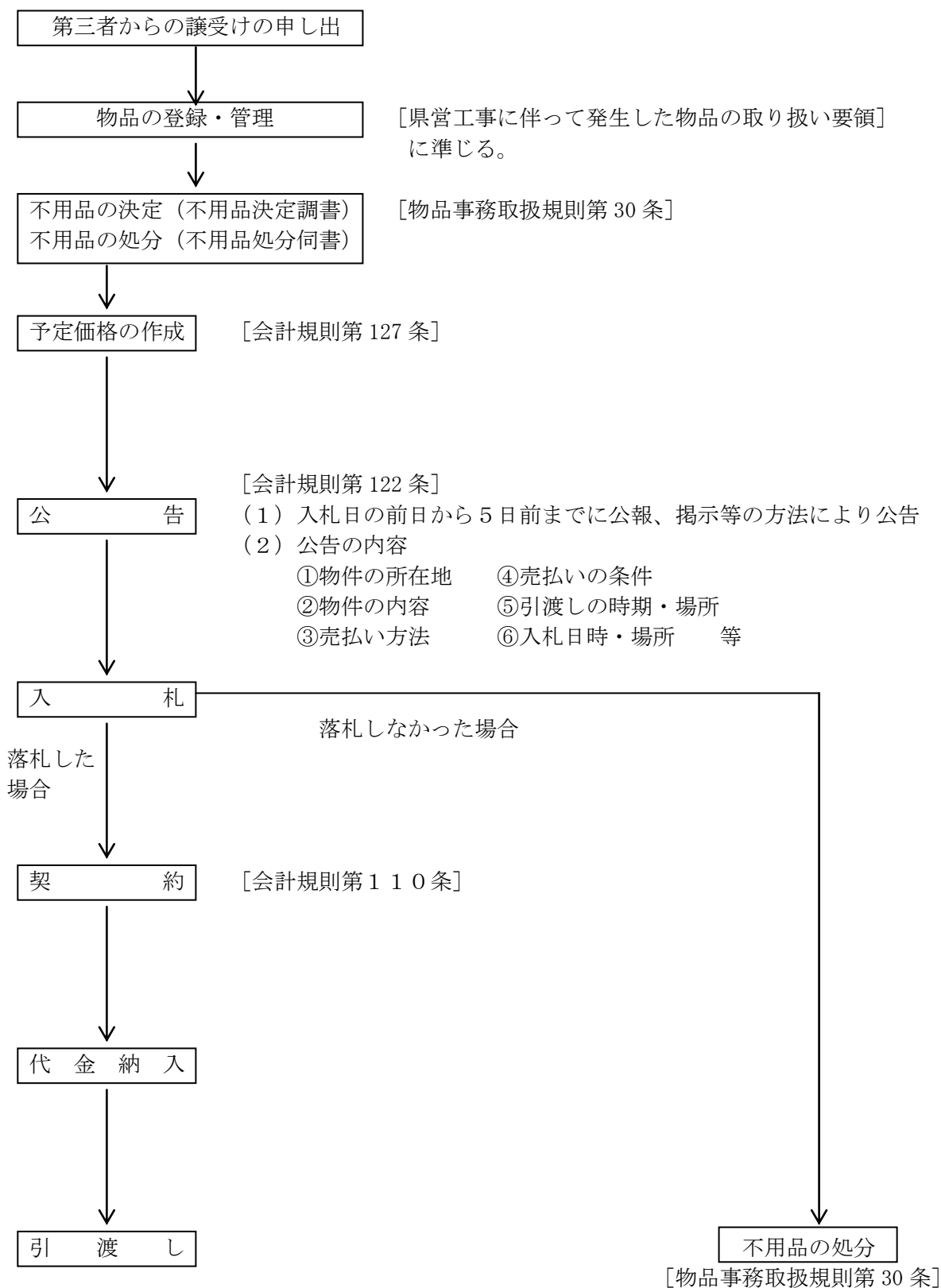
- (2) また、「リサイクル法」では、一定規模以上の建設資材を搬入する工事について再生資源利用計画を作成することが義務付けられている。

再生資源利用計画の該当工事

計画を作成する工事	定める内容
次の各号の一に該当する建設資材を搬入する建設工事 1 土      砂……………1,000m <sup>3</sup> 以上 2 砕      石……………  500t 以上 3 加熱アスファルト混合物 ……………  200t 以上	1 建設資材ごとの利用量 2 利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量 3 その他再生資源の利用に関する事項



# 公共工事に伴い発生した土砂及び伐採木を 物品として売払いする場合の実施フロー



(別紙1)

鳥取県内の原木市場

地区	名称	住所	電話番号	備考
東部	鳥取県森林組合連合会	鳥取市湖山町西 2-413	0857-28-0121	
東部	石谷林業 株式会社智頭支店	八頭郡智頭町大字市瀬 1438-1	0858-75-0635	
東部	智頭町森林組合	八頭郡智頭町大字智頭 2081-4	0858-75-0075	
東部	八頭中央森林組合	八頭郡八頭町郡家 763-10	0858-72-1111	
東部	若桜木材協同組合	八頭郡若桜町大字若桜 1344-1	0858-76-5100	
中部	株式会社 倉吉木材市場	倉吉市河北町125	0858-26-0251	
中部	鳥取県中部森林組合	倉吉市大原1034-1	0858-22-6622	
西部	株式会社 米子木材市場	米子市泉 706-216	0859-27-0721	
西部	株式会社 米子木材市場生山支店	日野郡日南町下石見 1829-109	0859-83-1228	
西部	日南町森林組合	日野郡日南町生山 423-2	0859-82-0130	